

## 社団法人日本表面科学会 学会賞規程

### (定義)

第1条 社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、表面科学の基礎および応用研究ならびに技術の進歩発展に関する功績を顕揚するために日本表面科学会学会賞を設定する。本賞は、表面科学において相当期間にわたって高い水準の業績を挙げることにより、本会に貢献した功績の顕著な個人に与えられる賞である。

### (対象者)

第2条 本賞は本会の個人会員に与えられる。ここに個人会員とは、名誉会員、功労会員、正会員および学生会員のいずれかであり、物故者も含む。

2 業績の一部に共同研究者があっても、原則として単独受賞とする。

### (推薦)

第3条 受賞候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、学会賞の受賞候補者を推薦することができる。

(2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

### (選定)

第4条 学会賞等選定委員会は、推薦された候補者から年1回2名以内を受賞対象者として選定し、理事会に推薦する。受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

2 理事会は選考結果の報告を受け審議し、受賞者を決定する。

### (表彰)

第5条 表彰は、賞状もしくは楯、または賞状と楯とをもって行う。

### (授賞)

第6条 本賞の授賞は、学術講演大会または定例総会にて行う。

### (受賞業績の公開)

第7条 受賞者は、学術講演大会にて受賞業績の発表を行なうものとする。

### (内規)

第8条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

### 付則

この規程は平成21年2月14日から施行し、平成21年2月14日から適用する。

## 社団法人日本表面科学会 功績賞規程

(目的)

第1条 社団法人日本表面科学会（以下本会という）は表面科学技術振興のため、日本表面科学会功績賞（以下功績賞）を設け、本規程によって授賞する。

(資格)

第2条 功績賞は、永年にわたり本学会の発展に特に功績があったと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。

(選定)

第3条 受賞者の選定は、学会賞規程に定められた学会賞等選定委員会が行う。

2 選定委員会は、推薦された候補者から受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

(推薦方法)

第4条 受賞候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、学会賞の受賞候補者を推薦することができる。

(2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(受賞者の決定)

第5条 会長は第3条の規程による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

2 授賞すべき適当な候補者がいない場合には、その年度は授賞しない。

(表彰)

第6条 表彰は、賞状もしくは楯、または賞状と楯とをもって行う。

(発表)

第7条 本賞の授賞は、学術講演大会または定例総会にて行う。

(内規)

第8条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成21年2月14日から施行し、平成21年2月14日から適用する。

## 社団法人日本表面科学会 論文賞等規程

(目的)

第1条 社団法人日本表面科学会（以下本会という）は奨学のため、日本表面科学会論文賞（以下論文賞）、日本表面科学会会誌賞（以下会誌賞）、日本表面科学会技術賞（以下技術賞）および日本表面科学会産業賞（以下産業賞）を設け、本規程によって授賞する。また、本会は若手研究者奨励のために日本表面科学会奨励賞（以下奨励賞）を、表面科学の産業応用を奨励するために日本表面科学会産業賞（以下産業賞）を設け、同じく本規定によって授賞する。

(対象)

第2条 各賞は以下の対象から選考される。

- (1) 論文賞は、受賞年の前年度（1月～12月）を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文が、表面科学の進歩発展に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (2) 会誌賞は、受賞年の前年度（1月～12月）を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文以外の記事が、本学会会員の啓蒙に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (3) 奨励賞は、前年度（1月～12月）中に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文の第一著者が、原稿受理日において35歳未満であり、その論文が注目され、将来表面科学への貢献が大いに期待されると認められる個人会員に年一回授賞する。
- (4) 技術賞は、受賞年の前年度（1月～12月）を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** へ掲載された原著論文またはこれに準ずるものが、表面科学における基礎技術あるいは応用技術の進歩発展に大きく貢献したと認められる会員、またはグループに年一回授賞する。
- (5) 産業賞は、表面科学関連産業の進歩発展に大きく貢献したと認められる製品、技術ノウハウまたはそれに類する成果をあげた本会維持会員、賛助会員に対して年一回授賞する。

(選定委員会)

第3条 論文賞等選定委員会は、推薦された候補者から受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

(候補者の推薦)

第4条 受賞候補者の推薦は下記による。

- (1) 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、各賞の受賞候補者を推薦することができる。
- (2) 受賞候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(受賞者の決定)

第5条 会長は第6条の規程による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

2 各賞を授賞すべき適当な論文または記事がない場合には、その年度は授賞しない。

(表彰)

第6条 表彰は、賞状もしくは楯、または賞状と楯とをもって行う。

2 本賞の授賞は、学術講演大会または定例総会にて行う。

3 受賞者またはその代表者は、学術講演大会にて受賞業績の発表を行なうものとする。

(内規)

第7条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成21年2月14日から施行し、平成21年2月14日から適用する。

## 社団法人日本表面科学会 講演奨励賞規程

(目的)

第1条 社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、若手研究者奨励のため、日本表面科学会講演奨励賞を設け、本規程によって授賞する。

2 本賞は、本会の学術講演会において、表面科学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文を発表した若手会員に対して講演奨励賞を授与し、その功績を称え研究意欲を高めることを目的とする。

(種別)

第2条 本賞には受賞対象者の資格に応じて「講演奨励賞（若手研究者部門）」および「講演奨励賞（スチューデント部門）」を設ける。

(表彰対象)

第3条 表彰対象は、本会の学術講演会において、表面科学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文（ポスターセッション論文を含む）を発表した個人会員であり、かつ本講演奨励賞をまだ受けていないものであって、表彰対象部門に応じて以下の4項目を満たすものとする。

(両部門共通)

- 1) 講演論文の筆頭者であること。
- 2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者であること。
- 3) 講演申込み時に、講演奨励賞に応募（ただし各回1人1件に限る）した者。

(若手研究者部門)

- 4) 発表年月日以降の4月1日時点で満32才以下の正会員であること。

(スチューデント部門)

- 4) 発表年月日において学生として在籍する学生会員、発表年の3月31日まで学生として在籍した正会員、または、学術講演会委員会において資格ありと認められた者。

2 論文発表者で、会員外（共催学協会会員および非会員）の者は表彰対象としない。

(選定)

第4条 学術講演会委員会および論文賞等選定委員会は、候補者より受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。会長は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

(表彰)

第5条 受賞者は、本会定例総会、または学術講演会にて表彰する。

2 受賞者には表彰式において賞状を授与し、記念品を贈呈する。

(内規)

第6条 受賞対象者の選定を行うにあたり、上記両委員会は、必要があれば選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成21年2月14日から施行し、平成21年2月14日から適用する。

# 社団法人日本表面科学会 フェロー規程

## (目的)

第1条 社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、本会における学術的かつ継続的な活動を通じて表面科学の進歩発展に顕著な業績をあげた正会員に対し、日本表面科学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、本会を代表する会員としてリーダーシップの発揮を奨励する。

## (対象)

第2条 表彰の対象となる者は、原則として在籍累計年数 10 年以上の正会員であつて、フェローの称号授与後、10 年程度正会員として活動が可能なものとする。

## (定員)

第3条 フェローの総数は全正会員の 2%程度を上限とする。

## (称号記)

第4条 フェローに選定された者は、本会よりフェロー称号記を受ける。

## (任期)

第5条 フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間において最長 10 年間その称号を名乗ることができる。ただし、栄誉会員あるいはシニア会員となる場合は称号を返上するものとする。

## (役割)

第6条 フェローの称号を授与された者は、本会を代表する会員としてリーダーシップを発揮し、学術講演会、国際会議、各種学術セミナー等のプログラム編成など学会の学術活動および運営に積極的に関わることを奨励する。

## (フェロー会)

第7条 フェローはフェロー会を構成する。

## (選定)

第8条 フェローの選定は、推薦されたフェロー候補者のうちから理事会が決定する。

2 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、フェロー候補者を推薦することができる。

3 フェロー推薦者は、定められた形式による推薦書を提出する必要がある。

4 フェロー候補者について、学会賞等選定委員会において事前審査し、担当理事は審査結果を理事会に諮る。理事会は称号受与者を決定する。

5 フェローの推薦方法および選定方法について、実施要領を別に定めるものとする。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

## 付則

この規程は平成 21 年 2 月 14 日から施行し、平成 21 年 2 月 14 日から適用する。

## 社団法人日本表面科学会 栄誉会員規程

(目的)

第1条 社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、定款第6条の定めるところにより、栄誉会員をおく。

(資格)

第2条 定款第6条に定めるとおり、栄誉会員は、表面科学およびその応用に関して世界的に優れた業績を挙げ、学会に顕著な貢献があり、かつ社会に徳望を有する者で、総会の議決により選定された個人会員とする。

(種類)

第3条 栄誉会員には名誉会員および功労会員がある。

(1) 名誉会員の資格として、本会会長の経験者で、その年度の通常総会の時点で満70才以上の個人会員を基準とする。

(2) 功労会員の資格として、本会の理事、協議員、あるいは各種委員を4期以上務め、その年度の通常総会の時点で満68才以上の個人会員を基準とする。

(特典)

第4条 栄誉会員は、本会より栄誉会員記（名誉会員記または功労会員記）を受け、正会員の待遇を受けるが、会費の納付を要しない。

(推薦)

第5条 栄誉会員候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、栄誉会員候補者を推薦することができる。

(2) 候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(選考)

第6条 栄誉会員の選定は、学会賞規程が定める学会賞等選定委員会が行う。

2 選定委員会は、推薦された候補者から総会に推挙すべき者を選定し、理事会に推薦する。

3 選定委員会は、必要があれば、選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

4 会長は選定委員会による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、総会に推薦すべき者を選定する。

(内規)

第7条 栄誉会員の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成21年2月14日から施行し、平成21年2月14日から適用する。